

○総務省令第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第一号及び第四号並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項、第五十一条第一項、第百九条の四第五項及び第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣 原口 一博

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四及び第十六条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（国立保養所）

第十六条の二 令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）若しくは市町村の合併

の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

第十七条中「（昭和二十二年政令第十六号）」を削り、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、「（昭和二十三年政令第二百二十二号）」を削る。

第十七条の三第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十七条の七第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第二十八号様式中「附与」を「付与」に改める。

別記第二十八号様式の二備考1及び別記第二十八号様式の二の二備考1中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

別記第二十八号様式の三その一備考2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第二十八号様式の四その一及び備考3並びに別記第二十八号様式の五その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第二十八号様式の六その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その二中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その二備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。同様式その二備考2及び備考3中「自動車の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その二備考2及び備考3中「自動車の登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第二十八号様式の十二その一備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その一別紙その2(2)、備考3及び備考4中「自動車登録番号」

の次に「メ冊訓聯中」を加える。

附 則

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙については、なお従前の例による。